

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月4日
【届出者の氏名又は名称】	ウブシロン投資事業有限責任組合 無限責任組合員 META Capital株式会社 代表取締役 税所 篤
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂9丁目7番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂9丁目7番2号
【電話番号】	03-3408-3100
【事務連絡者氏名】	無限責任組合員 META Capital株式会社 ディレクター 橋本 希有子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ウブシロン投資事業有限責任組合 (東京都港区赤坂9丁目7番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ウブシロン投資事業有限責任組合をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、澤田ホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

対象者が、2021年6月2日付で臨時報告書を提出したことに伴い、2020年2月20日付で提出いたしました公開買付届出書（同年3月9日付、同月24日付、同年4月6日付、同月20日付、同年5月20日付、同月26日付、同年6月8日付、同月18日付、同月30日付、同年7月13日付、同月29日付、同年8月12日付、同月25日付、同年9月8日付、同月18日付、同月25日付、同年10月1日付、同月15日付、同月29日付、同年11月13日付、同月27日付、同年12月10日付、同月24日付、2021年1月14日付、同月27日付、同年2月10日付、同月26日付、同年3月10日付、同月24日付、同年4月7日付、同月21日付、同年5月11日付及び同月24日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

臨時報告書

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

また、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2021年5月24日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2021年6月7日(月曜日)まで延長し、公開買付期間を合計314営業日とすることといたしました。

(中略)

上記の通り、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対してモンゴル銀行から返答がない場合には、対応方針を再度検討することも選択肢のひとつとしておりましたが、モンゴル国内で新型コロナウイルスの影響による行動制限がなされており、モンゴル銀行の判断・対応が遅れている可能性があるかと判断したことから(なお、対象者の株主の構成の変更についてハーン銀行の株主総会で決議・協議し、同株主総会の議事録を提出することや2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対する返答状況について、同年4月20日までの間に、対象者との間で連絡はとっておりません。)、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するのみといたしました。同年5月23日現在、モンゴル銀行から当該2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面に対して返答はありません。公開買付者としては、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を同年6月上旬を目処に判断する予定です。

なお、公開買付者とハーン銀行との間のコミュニケーションは、モンゴル銀行宛て書類をモンゴル銀行に提出することに関するメールでの事務連絡に限られており(ハーン銀行とのメールでのコミュニケーションは、これまで、多くの場合、対象者を介して行われております。)、ハーン銀行からは、事務連絡以外にモンゴル銀行の事前承認に関して特段連絡を受けておりませんが、公開買付者は、ハーン銀行から、モンゴル銀行宛て書類のモンゴル銀行への提出に関して協力を得ることはできております。モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限等の影響で、ハーン銀行が、モンゴル銀行にモンゴル銀行宛て書類を手交により提出する際等にモンゴル銀行に対し、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡することを要請することは困難な状況であると理解しておりますが、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、状況に応じて、モンゴル銀行に対し、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡するよう要請することを、ハーン銀行に求めることを検討いたします。

また、公開買付者は、2021年2月10日付提出書面の原本を、同月25日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出致しました。2021年2月10日付提出書面については、2021年2月10日、公開買付者が対象者を通じて電子メールによってその写しをハーン銀行に送信し、同日、ハーン銀行がモンゴル銀行に手交によって当該写しを提出いたしましたが、原本については、同日に郵送にて発送していたものが同月24日にハーン銀行に到達し、同月25日にハーン銀行がモンゴル銀行に手交により提出するに至りました。なお、2021年2月10日及び同月25日に、2021年2月10日付提出書面の写し及び原本をそれぞれモンゴル銀行に提出した後、同年5月23日までにモンゴル銀行から何ら連絡はありません。公開買付者としては、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面と併せて、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を同年6月上旬を目処に判断する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2021年5月24日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2021年6月7日(月曜日)まで延長し、公開買付期間を合計314営業日とすることいたしました。そして、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2021年6月4日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2021年6月18日(金曜日)まで延長し、公開買付期間を合計323営業日とすることいたしました。

(中略)

上記の通り、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対してモンゴル銀行から返答がない場合には、対応方針を再度検討することも選択肢のひとつとしておりましたが、モンゴル国内で新型コロナウイルスの影響による行動制限がなされており、モンゴル銀行の判断・対応が遅れている可能性があるかと判断したことから(なお、対象者の株主の構成の変更についてハーン銀行の株主総会で決議・協議し、同株主総会の議事録を提出することや2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対する返答状況について、同年4月20日までの間に、対象者との間で連絡はとっておりません。)、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するのみといたしました。同年6月3日現在、モンゴル銀行から当該2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面に対して返答はありません。公開買付者としては、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を現在検討中であり、検討結果に従い対応いたします。

なお、公開買付者とハーン銀行との間のコミュニケーションは、モンゴル銀行宛て書類をモンゴル銀行に提出することに関するメールでの事務連絡に限られており(ハーン銀行とのメールでのコミュニケーションは、これまで、多くの場合、対象者を介して行われております。)、ハーン銀行からは、事務連絡以外にモンゴル銀行の事前承認に関して特段連絡を受けておりませんが、公開買付者は、ハーン銀行から、モンゴル銀行宛て書類のモンゴル銀行への提出に関して協力を得ることはできております。モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限等の影響で、ハーン銀行が、モンゴル銀行にモンゴル銀行宛て書類を手交により提出する際等にモンゴル銀行に対し、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡することを要請することは困難な状況であると理解しておりますが、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、状況に応じて、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面に関する検討結果も踏まえて、モンゴル銀行に対し、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡するよう要請することを、ハーン銀行に求めることを検討いたします。なお、公開買付者は、2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面の原本を同年5月6日にハーン銀行がモンゴル銀行に手交により提出してから同年6月3日現在までの期間に、ハーン銀行から、何ら連絡を受けておらず、また、ハーン銀行に対して直接又は対象者を介しての連絡もしていません。

また、公開買付者は、2021年2月10日付提出書面の原本を、同月25日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出致しました。2021年2月10日付提出書面については、2021年2月10日、公開買付者が対象者を通じて電子メールによってその写しをハーン銀行に送信し、同日、ハーン銀行がモンゴル銀行に手交によって当該写しを提出いたしました。原本については、同日に郵送にて発送していたものが同月24日にハーン銀行に到達し、同月25日にハーン銀行がモンゴル銀行に手交により提出するに至りました。なお、2021年2月10日及び同月25日に、2021年2月10日付提出書面の写し及び原本をそれぞれモンゴル銀行に提出した後、同年6月3日までにモンゴル銀行から何ら連絡はありません。公開買付者としては、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面と併せて、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を現在検討中であり、検討結果に従い対応いたします。

(後略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

なお、公開買付者は、上記のとおり、公開買付期間を2021年6月7日まで延長したため、2020年3月31日までに対象者株式を取得し同日を基準日とする配当を取得すること、同年3月中に本公開買付けの決済を行い対象者を子会社化すること、及び同年5月末までに対象者に対し役員を派遣することは困難な状況になりましたが、対象者を子会社化し、対象者に対し役員を派遣する方針に変更はなく、本公開買付けの終了後速やかに決済を行い対象者を子会社化するとともに、本公開買付けの終了後可能な限り速やかに対象者に対し役員を派遣することを予定しております。

(中略)

また、対象者が、2021年5月10日付で臨時報告書を提出したことから、公開買付期間を、2021年6月7日(月曜日)まで延長し、公開買付期間を合計314営業日とすることといたしました。

(中略)

上記の通り、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対してモンゴル銀行から返答がない場合には、対応方針を再度検討することも選択肢のひとつとしておりましたが、モンゴル国内で新型コロナウイルスの影響による行動制限がなされており、モンゴル銀行の判断・対応が遅れている可能性があることと判断したことから(なお、対象者の株主の構成の変更についてハーン銀行の株主総会で決議・協議し、同株主総会の議事録を提出することや2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対する返答状況について、同年4月20日までの間に、対象者との間で連絡はとっておりません。)、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するのみといたしました。同年5月23日現在、モンゴル銀行から当該2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面に対して返答はありません。公開買付者としては、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を同年6月上旬を目処に判断する予定です。

なお、公開買付者とハーン銀行との間のコミュニケーションは、モンゴル銀行宛て書類をモンゴル銀行に提出することに関するメールでの事務連絡に限られており(ハーン銀行とのメールでのコミュニケーションは、これまで、多くの場合、対象者を介して行われております。)、ハーン銀行からは、事務連絡以外にモンゴル銀行の事前承認に関して特段連絡を受けておりませんが、公開買付者は、ハーン銀行から、モンゴル銀行宛て書類のモンゴル銀行への提出に関して協力を得ることはできております。モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限等の影響で、ハーン銀行が、モンゴル銀行にモンゴル銀行宛て書類を手交により提出する際等にモンゴル銀行に対し、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡することを要請することは困難な状況であると理解しておりますが、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、状況に応じて、モンゴル銀行に対し、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡するよう要請することを、ハーン銀行に求めることを検討いたします。

また、公開買付者は、2021年2月10日付提出書面の原本を、同月25日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出致しました。2021年2月10日付提出書面については、2021年2月10日、公開買付者が対象者を通じて電子メールによってその写しをハーン銀行に送信し、同日、ハーン銀行がモンゴル銀行に手交によって当該写しを提出いたしました。原本については、同日に郵送にて発送していたものが同月24日にハーン銀行に到達し、同月25日にハーン銀行がモンゴル銀行に手交により提出するに至りました。なお、2021年2月10日及び同月25日に、2021年2月10日付提出書面の写し及び原本をそれぞれモンゴル銀行に提出した後、同年5月23日までにモンゴル銀行から何ら連絡はありません。公開買付者としては、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面と併せて、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を同年6月上旬を目処に判断する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、公開買付者は、上記のとおり、公開買付期間を2021年6月18日まで延長したため、2020年3月31日までに対象者株式を取得し同日を基準日とする配当を取得すること、同年3月中に本公開買付けの決済を行い対象者を子会社化すること、及び同年5月末までに対象者に対し役員を派遣することは困難な状況になりましたが、対象者を子会社化し、対象者に対し役員を派遣する方針に変更はなく、本公開買付けの終了後速やかに決済を行い対象者を子会社化するとともに、本公開買付けの終了後可能な限り速やかに対象者に対し役員を派遣することを予定しております。

(中略)

また、対象者が、2021年5月10日付で臨時報告書を提出したことから、公開買付期間を、2021年6月7日(月曜日)まで延長し、公開買付期間を合計314営業日とすることといたしました。そして、対象者が、2021年6月2日付で臨時報告書を提出したことから、公開買付期間を、2021年6月18日(金曜日)まで延長し、公開買付期間を合計323営業日とすることといたしました。

(中略)

上記の通り、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対してモンゴル銀行から返答がない場合には、対応方針を再度検討することも選択肢のひとつとしておりましたが、モンゴル国内で新型コロナウイルスの影響による行動制限がなされており、モンゴル銀行の判断・対応が遅れている可能性があるかと判断したことから(なお、対象者の株主の構成の変更についてハーン銀行の株主総会で決議・協議し、同株主総会の議事録を提出することや2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対する返答状況について、同年4月20日までの間に、対象者との間で連絡はとっておりません。)、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するのみといたしました。同年6月3日現在、モンゴル銀行から当該2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面に対して返答はありません。公開買付者としては、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を現在検討中であり、検討結果に従い対応いたします。

なお、公開買付者とハーン銀行との間のコミュニケーションは、モンゴル銀行宛て書類をモンゴル銀行に提出することに関するメールでの事務連絡に限られており(ハーン銀行とのメールでのコミュニケーションは、これまで、多くの場合、対象者を介して行われております。)、ハーン銀行からは、事務連絡以外にモンゴル銀行の事前承認に関して特段連絡を受けておりませんが、公開買付者は、ハーン銀行から、モンゴル銀行宛て書類のモンゴル銀行への提出に関して協力を得ることはできております。モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限等の影響で、ハーン銀行が、モンゴル銀行にモンゴル銀行宛て書類を手交により提出する際等にモンゴル銀行に対し、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡することを要請することは困難な状況であると理解しておりますが、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、状況に応じて、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面に関する検討結果も踏まえて、モンゴル銀行に対し、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡するよう要請することを、ハーン銀行に求めることを検討いたします。なお、公開買付者は、2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面の原本を同年5月6日にハーン銀行がモンゴル銀行に手交により提出してから同年6月3日現在までの期間に、ハーン銀行から、何ら連絡を受けておらず、また、ハーン銀行に対して直接又は対象者を介しての連絡もしていません。

また、公開買付者は、2021年2月10日付提出書面の原本を、同月25日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出致しました。2021年2月10日付提出書面については、2021年2月10日、公開買付者が対象者を通じて電子メールによってその写しをハーン銀行に送信し、同日、ハーン銀行がモンゴル銀行に手交によって当該写しを提出いたしました。原本については、同日に郵送にて発送していたものが同月24日にハーン銀行に到達し、同月25日にハーン銀行がモンゴル銀行に手交により提出するに至りました。なお、2021年2月10日及び同月25日に、2021年2月10日付提出書面の写し及び原本をそれぞれモンゴル銀行に提出した後、同年6月3日までにモンゴル銀行から何ら連絡はありません。公開買付者としては、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面と併せて、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を現在検討中であり、検討結果に従い対応いたします。

(後略)

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2020年2月20日(木曜日)から2021年6月7日(月曜日)まで(314営業日)
公告日	2020年2月20日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2020年2月20日(木曜日)から2021年6月18日(金曜日)まで(323営業日)
公告日	2020年2月20日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

6【株券等の取得に関する許可等】

(訂正前)

(前略)

また、対象者が、2021年5月10日付で臨時報告書を提出したことから、公開買付期間を、2021年6月7日(月曜日)まで延長し、公開買付期間を合計314営業日とすることといたしました。

(中略)

上記の通り、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対してモンゴル銀行から返答がない場合には、対応方針を再度検討することも選択肢のひとつとしておりましたが、モンゴル国内で新型コロナウイルスの影響による行動制限がなされており、モンゴル銀行の判断・対応が遅れている可能性があるかと判断したことから(なお、対象者の株主の構成の変更についてハーン銀行の株主総会で決議・協議し、同株主総会の議事録を提出することや2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対する返答状況について、同年4月20日までの間に、対象者との間で連絡はとっておりません。)、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するのみといたしました。同年5月23日現在、モンゴル銀行から当該2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面に対して返答はありません。公開買付者としては、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を同年6月上旬を目処に判断する予定です。

なお、公開買付者とハーン銀行との間のコミュニケーションは、モンゴル銀行宛て書類をモンゴル銀行に提出することに関するメールでの事務連絡に限られており(ハーン銀行とのメールでのコミュニケーションは、これまで、多くの場合、対象者を介して行われております。)、ハーン銀行からは、事務連絡以外にモンゴル銀行の事前承認に関して特段連絡を受けておりませんが、公開買付者は、ハーン銀行から、モンゴル銀行宛て書類のモンゴル銀行への提出に関して協力を得ることはできております。モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限等の影響で、ハーン銀行が、モンゴル銀行にモンゴル銀行宛て書類を手交により提出する際等にモンゴル銀行に対し、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡することを要請することは困難な状況であると理解しておりますが、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、状況に応じて、モンゴル銀行に対し、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡するよう要請することを、ハーン銀行に求めることを検討いたします。

また、公開買付者は、2021年2月10日付提出書面の原本を、同月25日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出致しました。2021年2月10日付提出書面については、2021年2月10日、公開買付者が対象者を通じて電子メールによってその写しをハーン銀行に送信し、同日、ハーン銀行がモンゴル銀行に手交によって当該写しを提出いたしました。原本については、同日に郵送にて発送していたものが同月24日にハーン銀行に到達し、同月25日にハーン銀行がモンゴル銀行に手交により提出するに至りました。なお、2021年2月10日及び同月25日に、2021年2月10日付提出書面の写し及び原本をそれぞれモンゴル銀行に提出した後、同年5月23日までにモンゴル銀行から何ら連絡はありません。公開買付者としては、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面と併せて、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を同年6月上旬を目処に判断する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、対象者が、2021年5月10日付で臨時報告書を提出したことから、公開買付期間を、2021年6月7日(月曜日)まで延長し、公開買付期間を合計314営業日とすることといたしました。そして、対象者が、2021年6月2日付で臨時報告書を提出したことから、公開買付期間を、2021年6月18日(金曜日)まで延長し、公開買付期間を合計323営業日とすることといたしました。

(中略)

上記の通り、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対してモンゴル銀行から返答がない場合には、対応方針を再度検討することも選択肢のひとつとしておりましたが、モンゴル国内で新型コロナウイルスの影響による行動制限がなされており、モンゴル銀行の判断・対応が遅れている可能性があるかと判断したことから(なお、対象者の株主の構成の変更についてハーン銀行の株主総会で決議・協議し、同株主総会の議事録を提出することや2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対する返答状況について、同年4月20日までの間に、対象者との間で連絡はとっておりません。)、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するのみといたしました。同年6月3日現在、モンゴル銀行から当該2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面に対して返答はありません。公開買付者としては、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を現在検討中であり、検討結果に従い対応いたします。

なお、公開買付者とハーン銀行との間のコミュニケーションは、モンゴル銀行宛て書類をモンゴル銀行に提出することに関するメールでの事務連絡に限られており(ハーン銀行とのメールでのコミュニケーションは、これまで、多くの場合、対象者を介して行われております。)、ハーン銀行からは、事務連絡以外にモンゴル銀行の事前承認に関して特段連絡を受けておりませんが、公開買付者は、ハーン銀行から、モンゴル銀行宛て書類のモンゴル銀行への提出に関して協力を得ることはできております。モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限等の影響で、ハーン銀行が、モンゴル銀行にモンゴル銀行宛て書類を手交により提出する際にモンゴル銀行に対し、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡することを要請することは困難な状況であると理解しておりますが、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、状況に応じて、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面に関する検討結果も踏まえて、モンゴル銀行に対し、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡するよう要請することを、ハーン銀行に求めることを検討いたします。なお、公開買付者は、2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面の原本を同年5月6日にハーン銀行がモンゴル銀行に手交により提出してから同年6月3日現在までの期間に、ハーン銀行から、何ら連絡を受けておらず、また、ハーン銀行に対して直接又は対象者を介しての連絡もしていません。

また、公開買付者は、2021年2月10日付提出書面の原本を、同月25日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出致しました。2021年2月10日付提出書面については、2021年2月10日、公開買付者が対象者を通じて電子メールによってその写しをハーン銀行に送信し、同日、ハーン銀行がモンゴル銀行に手交によって当該写しを提出いたしましたが、原本については、同日に郵送にて発送していたものが同月24日にハーン銀行に到達し、同月25日にハーン銀行がモンゴル銀行に手交により提出するに至りました。なお、2021年2月10日及び同月25日に、2021年2月10日付提出書面の写し及び原本をそれぞれモンゴル銀行に提出した後、同年6月3日までにモンゴル銀行から何ら連絡はありません。公開買付者としては、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面と併せて、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を現在検討中であり、検討結果に従い対応いたします。

(後略)

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2021年6月14日(月曜日)

(訂正後)

2021年6月25日(金曜日)

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2021年5月10日に関東財務局長に提出

(訂正後)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2021年5月10日に関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2021年6月2日に関東財務局長に提出

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2021年6月4日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

また、対象者が、2021年6月2日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。